落札業者 様

福岡県県土整備部

**適正な労働条件の確保に関する取組について**

本県が発注する建設工事では、下請取引の適正化や技能労働者への適切な水準の賃金支払をお願いしているところですが、適正な労働条件の確保を徹底するため、令和４年１０月１日以降に入札公告等を行うものから下記のとおり実施することとしましたので、本県との契約締結にあたってはご留意願います。

記

**１　工事請負契約書に「適正な労働条件の確保に関する特記事項」を追加**

労働関係法令の遵守及び最低賃金額以上の賃金支払を強く求めることについて別添「特記事項」を追加しましたので、契約書に袋とじしてください。

また、下請契約（一次以降全ての下請契約。以下同じ。）を締結する際は、別添「特記事項（下請契約用）」を下請契約書に追加してください。

**２　「誓約書」の提出**

特記事項の遵守をより確実にするため、別添「誓約書（請負者用）」の提出を契約締結の条件とします。

また、下請契約においては、下請業者から別添「誓約書（下請負人用）」を徴収するようにしてください。

なお、二次下請以降の誓約書は、各下請工事の発注者が徴収し、その写しを元請業者にて保管してください。

※下請業者の誓約書は必要に応じて県への提出を求めます。

**３　「施工体系図」に誓約書の日付欄を新設**

下請業者の誓約状況を確認するため、施工体系図に「誓約書の日付欄」を設けたので、下請契約後は必要事項を記入のうえ、速やかに県に提出してください。

**４　下請業者への指導等**

下請業者に対する労働関係法令の遵守の指導等必要な措置を元請業者に求めます。

**５　労働基準監督署から行政指導があった場合の報告**

（１）労働基準監督署から最低賃金法違反で行政指導を受けた場合は、速やかにその内容及び対応方針を所定の様式により県に報告してください。

（２）労働基準監督署に最低賃金法違反を是正するための措置を報告したときは、速やかにその内容を所定の様式により県に報告してください。

※各下請業者に労働基準監督署から行政指導があった場合も同様に、元請業者から県に報告してください。

**６　違反者に対する契約の解除**

以下に該当する場合は、契約解除を行うことがあります。

・県が求めた報告を行わない場合や虚偽の報告を行った場合

・最低賃金法違反で送検された場合

※各下請業者が違反した場合は下請契約の解除を求めます。

＊誓約書等の様式は福岡県庁の企画課ホームページ「入札参加者の皆様へ」の項目に掲載しておりますので、ダウンロードして使用してください。

→企画課ホームページは検索サイトで「福岡県企画課」で検索